

## 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 7 月 8 日 (火) 第3023号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 2
- 都市計画都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更案の縦覧 (都市計画課取扱い) 2
- 都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更案の縦覧 (都市計画課取扱い) 2
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (鹿児島地域振興局取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 3
- 道路の位置指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (2件) (南薩地域振興局取扱い) 5  
(大隅地域振興局取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 5
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (熊毛支庁取扱い) 6
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (熊毛支庁取扱い) 6

## 公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (商工政策課取扱い) 6
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (7件) (商工政策課取扱い) 7

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 11

## 公 安 委 員 会 公 告

- 警備業施設警備業務1級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 12

## 雑 報

- 平成26年度行政書士試験公告 (一般財団法人行政書士試験研究センター取扱い) 13

## 告 示

## 鹿児島県告示第753号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により, 次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成26年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
アシスト訪問看護ステーション	始良市西餅田1925番地12	株式会社アイシス	始良市西餅田1925番地12	原 俊弘	平成26年7月1日	訪問看護
レッツ倶楽部栗	始良郡湧水町木	合同会社パナメ	始良郡湧水町木	安田 正子	平成26年	通所介護

野	場29-1	ディカル	場29-1		7月1日	
---	-------	------	-------	--	------	--

## 鹿児島県告示第754号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成26年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
アシスト訪問看護ステーション	始良市西餅田1925番地12	株式会社アイシス	始良市西餅田1925番地12	原 俊弘	平成26年7月1日	介護予防訪問看護
レッツ倶楽部栗野	始良郡湧水町木場29-1	合同会社パナメディカル	始良郡湧水町木場29-1	安田 正子	平成26年7月1日	介護予防通所介護

## 鹿児島県告示第755号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
医療法人徳洲会名瀬徳洲会病院	奄美市名瀬朝日町28番地1	平成26年7月1日	更生医療

## 鹿児島県告示第756号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成26年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 都市計画の種類  
鹿児島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を変更する土地の区域  
鹿児島都市計画区域
- 都市計画の案の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課並びに鹿児島市建設局都市計画部都市計画課
- 縦覧期間及び時間  
平成26年 7 月 8 日から同月22日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

## 鹿児島県告示第757号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成26年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類  
鹿児島都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
市街化調整区域から市街化区域に変更する部分  
鹿児島市岡之原町, 吉野町, 田上町, 西別府町, 西陵六丁目, 西陵七丁目, 中央港新町, 山田町, 星ヶ峯二丁目, 皇徳寺台一丁目, 皇徳寺台三丁目, 花野光ヶ丘一丁目及び伊敷七丁目の各一部  
市街化区域から市街化調整区域に変更する部分  
鹿児島市吉野町, 坂元町, 東坂元三丁目, 清水町, 鼓川町, 稲荷町, 長田町, 城山町, 伊敷町及び伊敷七丁目の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課並びに鹿児島市建設局都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間及び時間  
平成26年 7 月 8 日から同月22日までのそれぞれの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時30分  
から午後 5 時15分まで

## 鹿児島地域振興局告示第14号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の19第2項の規定により, 指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成26年 7 月 8 日

鹿児島地域振興局長 桑水流力郎

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
鹿児島子ども療育センター	鹿児島市吉野町 4484番地2	社会福祉法人麦の芽福祉会	鹿児島市川上町 680番3	清原 浩	平成26年 3月31日	児童発達支援
子ども家庭支援センターみらい	鹿児島市吉野町 6063番2	社会福祉法人麦の芽福祉会	鹿児島市川上町 680番3	清原 浩	平成26年 3月31日	放課後等 デイサービス

## 鹿児島地域振興局告示第15号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の3第1項の規定により, 次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 7 月 8 日

鹿児島地域振興局長 桑水流力郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こども生活館おひさま	鹿児島市星ヶ峯 二丁目21番16号	社会福祉法人たんぼぼ会	鹿児島市星ヶ峯 四丁目2番6号	藤田 泰洋	平成26年 4月1日	児童発達支援・放課後等 デイサービス・保育所等訪問支援
サポートステー	鹿児島市吉野町	一般社団法人み	鹿児島市紫原二	原田 真琴	平成26年	児童発達

ションみつばち パーク	8440番地43	つばちビレッジ	丁目23番8号み つばちハウス2 階		4月1日	支援・放 課後等デ イサービ ス
多機能型事業所 わくわくコスモ ス	鹿児島市石谷町 1247番1	社会福祉法人鹿 児島市手をつな ぐ育成会	鹿児島市清和一 丁目2番2号	宮ヶ原幸男	平成26年 4月1日	児童発達 支援
鹿児島子ども療 育センター	鹿児島市吉野町 4484番地2	社会福祉法人麦 の芽福社会	鹿児島市川上町 680番3	清原 浩	平成26年 4月1日	児童発達 支援・保 育所等訪 問支援
ガーデンキッズ トリア	鹿児島市呉服町 2-15南星ビル 2階	社会福祉法人落 穂会	鹿児島市皆与志 町2503番地	水流 國大	平成26年 4月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス・保 育所等訪 問支 援
原田学園ことば の支援センター	鹿児島市谷山中 央二丁目4173番 地	学校法人原田学 園	鹿児島市谷山中 央二丁目4118番 地	原田 理幸	平成26年 4月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス
児童発達支援事 業所おひさま	日置市日吉町日 置1058番地1	特定非営利活動 法人おひさま	日置市日吉町日 置1058番地1	満尾 昌子	平成26年 4月1日	児童発達 支援
きっずスペース i	いちき串木野市 別府3994番地3	医療法人いとう 耳鼻科	いちき串木野市 曙町95番地	伊東 一則	平成26年 4月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス
放課後児童クラ ブすずらん	鹿児島市川上町 3474番2	社会福祉法人川 上福社会	鹿児島市川上町 3472番地	池田 安則	平成26年 4月1日	放課後等 デイサー ビス
学童支援ゆめの 樹	鹿児島市吉野町 5916番1, 5916 番3, 5916番4, 5916番5	社会福祉法人麦 の芽福社会	鹿児島市川上町 680番3	清原 浩	平成26年 4月1日	放課後等 デイサー ビス
通所支援事業所 光の子	鹿児島市吉野町 1342番地	一般社団法人新 星	鹿児島市吉野町 1342番地	谷口 末夫	平成26年 4月1日	放課後等 デイサー ビス
おひさまSun	鹿児島市小野四 丁目1573-4	社会福祉法人川 上福社会	鹿児島市川上町 3472番地	池田 安則	平成26年 4月1日	放課後等 デイサー ビス
ふるさとの森	日置市東市来町 湯田字平原7106 番地2	社会福祉法人信 成会	日置市東市来町 湯田字平原7107 番地8	河野 史代	平成26年 4月1日	放課後等 デイサー ビス
子どもの家療育 クラブ	日置市伊集院町 妙円寺一丁目64 番地1	社会福祉法人大 潟福社会	日置市伊集院町 妙円寺一丁目64 番地1	潟山 康博	平成26年 4月1日	保育所等 訪問支 援

## 鹿児島地域振興局告示第16号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年7月8日

鹿児島地域振興局長 桑水流力郎

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成26年6月19日	日置市伊集院町郡1745番地 稲森睦男	日置市伊集院町郡字野間川1775番1及び1777番2	4.27メートル～6.00メートル	45.63メートル

## 南薩地域振興局告示第18号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年7月8日

南薩地域振興局長 西井上誠

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
いるかの教室	枕崎市西本町24番地1	一般社団法人はやぶさ福祉会	枕崎市高見町27番地	上釜 光輝	平成26年4月1日	児童発達支援・放課後等サービス
療育センターゆめびか	南さつま市加世田本町43番地6	特定非営利活動法人HAS発達支援センター	南さつま市金峰町尾下383番地1	松田 翠	平成26年4月1日	放課後等サービス

## 大隅地域振興局告示第4号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年7月8日

大隅地域振興局長 三角浩一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
発達支援センターひまわりクラブ	曾於市末吉町岩崎425番地	社会福祉法人めぐみ会	曾於市末吉町諏訪方5105番地	徳留 晋一	平成26年4月1日	保育所等訪問支援

## 大隅地域振興局告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年7月8日

大隅地域振興局長 三角浩一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
鹿児島自立支援センターたかく	鹿屋市下高隈町5545番地6	特定非営利活動法人夢来郷たか	鹿屋市上高隈町1894番地3	大迫 真	平成26年5月19日	就労継続支援A型

ま		くま				
企画室パイ	鹿屋市大手町10番14号	株式会社ライフデザイン	鹿屋市大手町10番14号	小杉 雅彦	平成26年6月1日	就労継続支援B型

## 熊毛支庁告示第3号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成26年7月8日

熊毛支庁長 堂前博文

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
すまいるキッズ	熊毛郡中種子町増田3842番地2	社会福祉法人暁星会	熊毛郡中種子町野間6584番地1	橋口 勝	平成26年3月31日	児童発達支援・放課後等デイサービス

## 熊毛支庁告示第4号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年7月8日

熊毛支庁長 堂前博文

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
すまいるキッズ	熊毛郡中種子町増田3842番地2	社会福祉法人暁星会	熊毛郡中種子町野間6584番地1	橋口 勝	平成26年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

## 公 告

## 大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成26年7月8日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年7月8日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するように提出すること。

平成26年7月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）鹿屋笠之原複合店舗  
鹿屋市笠之原2108番地 外4筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
ダイワロイアル株式会社 代表取締役社長 原田健  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正  
山口市佐山717番地1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成27年2月25日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,873平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
第1駐車場 A棟北側、西側及び北西側 99台  
第2駐車場 D棟東側 35台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
第1駐輪場 A棟東側 20台  
第2駐輪場 D棟北東側 10台  
第3駐輪場 D棟北東側 12台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
荷さばき施設1 A棟東側 40平方メートル  
荷さばき施設2 B棟北東側 40平方メートル  
荷さばき施設3 D棟北東側 32平方メートル  
荷さばき施設4 D棟南東側 22平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
廃棄物等保管施設1 A棟東側 10立方メートル  
廃棄物等保管施設2 D棟北側 9立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
ア 開店時刻 午前9時（ただし、年間2日間は午前6時とする。）  
イ 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで（ただし、年間2日間は午前5時30分から午後10時30分までとする。）
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
第1駐車場 入口1箇所 東側敷地東側  
出口1箇所 東側敷地東側  
出入口2箇所 東側敷地西側  
第2駐車場 2箇所 西側敷地東側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日  
平成26年6月24日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年7月8日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べ

る理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年7月8日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年7月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
タイヨー草牟田店  
鹿児島市草牟田二丁目19番5号
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
ア 変更前 午前9時  
イ 変更後 午前7時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
ア 変更前 午前8時30分から午後11時30分まで  
イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで
- 3 変更年月日  
平成26年6月18日
- 4 届出年月日  
平成26年6月17日

.....  
大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があつたので、関係書類を平成26年7月8日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年7月8日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年7月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
タイヨー喜入店  
鹿児島市喜入町6075番4号
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦  
鹿児島市南栄三丁目14番地  
鹿児島酒類食品株式会社 代表取締役 津田利男  
鹿児島市中山二丁目49番1号  
イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦  
鹿児島市南栄三丁目14番地
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
ア 変更前 午前9時  
イ 変更後 午前7時
  - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
ア 変更前 午前8時30分から午後11時30分まで  
イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで
- 3 変更年月日
  - (1) 2の(1) 平成25年4月1日
  - (2) 2の(2)及び(3) 平成26年6月18日



- 4 届出年月日  
平成26年 6 月17日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年7月8日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年7月8日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー伊敷団地店  
鹿児島市西伊敷三丁目2番2号

- 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前9時  
イ 変更後 午前7時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時30分から午後11時30分まで  
イ 変更後 第1駐車場及び第5駐車場 午前6時30分から午後11時30分まで  
第2駐車場、第3駐車場及び第4駐車場 午前6時30分から午後10時まで

- 3 変更年月日  
平成26年 6 月18日  
4 届出年月日  
平成26年 6 月17日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年7月8日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年7月8日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー伊敷店  
鹿児島市下伊敷一丁目54番2号

- 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前9時  
イ 変更後 午前7時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時30分から午後11時30分まで  
イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで

- 3 変更年月日

平成26年 6 月 18 日

4 届出年月日

平成26年 6 月 17 日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年7月8日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年7月8日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー玉里団地店

鹿児島市玉里団地一丁目2062番261号

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前9時

イ 変更後 午前7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時30分から午後11時30分まで

イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで

3 変更年月日

平成26年 6 月 18 日

4 届出年月日

平成26年 6 月 17 日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年7月8日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年7月8日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー大竜店

鹿児島市大竜町2番3号

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前9時

イ 変更後 午前7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時30分から午後11時30分まで

イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで

3 変更年月日

平成26年 6 月18日

4 届出年月日

平成26年 6 月17日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年7月8日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年7月8日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 7 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー中山店  
鹿児島市中山二丁目45番6号

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前9時  
イ 変更後 午前7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 第1駐車場及び第2駐車場 午前8時30分から午後11時30分まで  
第3駐車場 午前8時30分から午後10時まで  
イ 変更後 第1駐車場及び第2駐車場 午前6時30分から午後11時30分まで  
第3駐車場 午前6時30分から午後10時まで

3 変更年月日

平成26年 6 月18日

4 届出年月日

平成26年 6 月17日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第72号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年 7 月 8 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR丹下左膳NR2-K	株式会社ニューギン	4P0496
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこAKB48バラの儀式V8	京楽産業. 株式会社	4P0499
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ仮面ライダーV3GOLD1	京楽産業. 株式会社	4P0501
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこマジカルハロウィンNA1	高砂電器産業株式会社	4P0510
ぱちんこ遊技機	CR稲川淳二BXA	株式会社高尾	4P0528
回胴式遊技機	戦国BASARA3ZV	株式会社エンターライ	4S0395

		ズ	
回胴式遊技機	パチスロひぐらしのなく頃に煌J X	株式会社オーイズミ	4S0455
回胴式遊技機	パチスロ バーチャファイターZ Z	タイヨーエレック株式 会社	4S0495

## 公安委員会公告

### 警備業施設警備業務1級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業施設警備業務1級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成26年7月8日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

- 1 検定の種別及び級の区分  
施設警備業務1級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
  - (1) 実施日時  
平成26年10月8日（水）午前9時から午後5時まで。ただし、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。
  - (2) 実施場所  
宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）
  - (3) 受検定員  
30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者
  - (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの
- 4 検定試験の方法及び内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - エ 施設警備業務の管理に関すること。
    - オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - イ 施設警備業務の管理に関すること。
    - ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
  - (1) 受付の期間及び時間帯
    - ア 期間  
平成26年8月19日（火）から同月29日（金）まで（県の休日を除く。）
    - イ 時間帯  
午前8時30分から午後5時まで
  - (2) 提出書類
    - ア 検定規則に定める検定申請書（別記様式第1号）（以下「検定申請書」という。）  
1通

- イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
- エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
- オ 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)に該当する場合に限る。） 1通
- カ 施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(2)に該当する場合に限る。） 1通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先  
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法  
受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）
- 6 検定手数料  
16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）  
なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。  
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。
- 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先  
鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話099-206-0110内線3032・3033

---

**雑 報**

---

## 平成26年度行政書士試験公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鹿児島県知事の委任に係る平成26年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成26年7月8日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部力

- 1 試験の期日  
平成26年11月9日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験の場所
- (1) 鹿児島会場 鹿児島県建設センター（鹿児島市鴨池新町6番10号）  
鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）
- (2) 奄美大島会場 鹿児島県大島支庁（奄美市名瀬永田町17番3号）
- 3 試験の科目及び方法
- (1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数 46題)	憲法, 行政法(行政法の一般的な法理論, 行政手続法, 行政不服審査法, 行政事件訴訟法, 国家賠償法及び地方自治法を中心とする。), 民法, 商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し, 法令については, 平成26年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数 14題)	政治・経済・社会, 情報通信・個人情報保護, 文章理解の中から出題する。

## (2) 試験の方法

ア 試験は, 筆記試験により行う。

イ 出題の形式は, 「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式, 「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式により行う。

\* 記述式は, 40字程度で記述するものを出題する。

## 4 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成26年8月4日(月)から同年9月5日(金)まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること。平成26年9月5日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書一式

エ 受験手数料

7,000円(納付方法については, 試験案内に掲載する。)

オ 試験案内及び受験願書の配布方法, 配布期間及び配布場所

次に掲げる場所において, 平成26年8月4日(月)から同年9月5日(金)までの間, 配布する。なお, 郵送を希望する場合は, 140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角2号: 横240mm, 縦332mm, A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上, 封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして, 一般財団法人行政書士試験研究センター(請求宛先: 郵便番号100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留)又は鹿児島県総務部市町村課(請求宛先: 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号)へ郵便で請求すること(平成26年8月29日(金)までに必着のこと)。

(ア) 一般財団法人行政書士試験研究センター

(イ) 鹿児島県総務部市町村課

(ロ) 鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課(鹿児島市小川町3番56号)

(ハ) 南薩地域振興局総務企画部総務企画課(南さつま市加世田東本町8番地13)

(ニ) 北薩地域振興局総務企画部総務企画課(薩摩川内市神田町1番22号)

(ホ) 始良・伊佐地域振興局総務企画部総務企画課(始良市加治木町諏訪町12番地)

(ヘ) 大隅地域振興局総務企画部総務企画課(鹿屋市打馬二丁目16番6号)

(ト) 熊毛支庁総務企画部総務企画課(西之表市西之表7590番地)

(チ) 大島支庁総務企画部総務企画課(奄美市名瀬永田町17番3号)

(リ) 鹿児島県行政書士会(鹿児島市与次郎二丁目4番35号 K S C 鴨池ビル202号室)

## (2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

顔写真の画像データ(縦横比4:3の割合のもの)を用意し, 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し, 画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。なお, イン

ターネット出願に関する問合せ先は、同ホームページに掲載する。

イ 受験手数料の納付方法

(ア) 受験手数料（7,000円）は、クレジットカード（受験申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むこと。

(イ) 利用できるクレジットカード

V I S A, M a s t e r, U C, J C B, アメリカン・エクスプレス, D i n e r s

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブンイレブン, ローソン, ファミリーマート, セイコーマート, サークルKサ  
ンクス, ミニストップ, デイリーヤマザキ, ヤマザキデイリーストア, スリーエフ

(エ) 払込みに要する費用は、受験申込者の負担となる。

(オ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間

(ア) 平成26年8月4日（月）午前9時から同年9月2日（火）午後5時まで

この出願システムは、平成26年9月2日（火）午後5時で終了する。午後5時まで  
に入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みできなくなる  
ので注意すること。

(イ) 最終日（平成26年9月2日）は混雑が予想されるため、余裕を持って申し込むこと。

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方は、障害の状況により必要な措置（点字試験を含む。）を講じ  
ることがあるので、受験の申込みに先立って必ず一般財団法人行政書士試験研究センターま  
で申し出ること。

6 合格発表の日時及び発表方法

(1) 合格発表日時

平成27年1月26日（月）午前9時

(2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）す  
るとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、同センターのホームページに合格者の受験番号を登載する。

7 問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号 03-3263-7700